確認申請チェックリスト(建築設備) 申請建築物に該当しない項目は、チェック欄を斜線で消してください。

| | (11) | 図書の種類 | (ろ) 記載事項 | 設計者 ・チェック | 図面NO |
|--------------|----------------|---------------------------------|---|--------------|------|
| | | 確認申請書 | 近べ面積 | 欄 | |
| | | 性心下明目 | 居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積 | | |
| | | | 給気機又は給気口の位置 | | |
| | | | 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置 | | |
| | | 各階平面図 | かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量 | | |
| | | | 火を使用する室に関する換気経路 | | |
| | | | 中央管理室の位置 | | |
| | | | 給気機又は給気口の位置 | | |
| 法第28 条 | | 二面以上の断面図 | おれている。 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置 | | |
| | 第2項から第4 項まで | 上 | 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | | |
| | | 小田恒小恒区 | 換気設備の有効換気量 | | |
| | | 換気設備の仕様書 | 探式設備の有効探式車 中央管理方式の空気調和設備の有効換気量 | | |
| | | 44年14年14年14年14日回 | | | |
| | | 換気設備の構造詳細図 | 火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別 | | |
| | | | 給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面積及びその算出方法 | | |
| | | 給気口及び排気口の有効開 | 排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積及びその算出方法 | | |
| | | 白風傾守を昇足した際の計 | 煙突の有効断面積及びその算出方法 | | |
| | | | 給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心まで の言さ | | |
| | | 令第20条の2第1号二に係る | の高さ ス 切 | | |
| | | 令第20余の2第1号=に係る 令第20条の3第2項第1号 | | | |
| | | マ第20末の3第2項第151 | | | |
| | 第2号 | 各階平面図 | 申請に係る建築物が法第3条第2項の規定により法第28条の2(令第137条の4の2に規定する基準に係る部分に限る。)の規定を受けない建築物である場合であつて当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この項において「増築等」という。)をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の3第3号に規定する措置 | | |
| | | | | | |
| | | 7231-031-0-31-031-031 | 給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置 | | |
| | | 各階平面図 | 外壁の開口部に設ける建具(通気ができる空隙のあるものに限 | | |
| | | | る。)の構造 | | |
| | | | 内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び面積 | | |
| | | 使用建築材料表 | 内装の仕上げの部分の面積に、内装の仕上げに用いる建築材料の種別に応じ令第20条の7第1項第4号の表の(1)項又は(2)項に定める数値を乗じて得た面積の合計 | | |
| | | 右効物気量又け右効物気物 | 有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法 | | |
| | | 算量を算定した際の計算書 | 換気回数及び必要有効換気量 | | |
| | | | 中央管理室の位置 | | |
| | | | 令第20条の7第1項第2号の表及び令第20条の8第2項に規定する | | |
| 法第28 条の 2 | | 各階平面図 | マポンポの 7 第 1 頃第 2 5 の 校及 び マポンポの 6 第 2 頃に 焼 と 9 る ホルムアルデヒドの 発散による 衛生上の 支障がない ようにする ため に必要な 換気を確保する ことができる 居室の 構造方法 | | |
| | | 床面積求積図 | 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | | |
| | | 93号 換気設備の構造詳細図 | 令第20条の7第1項第2号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法 | | |
| | | | 令第20条の8第1項第1号イ(3)、ロ(3)及びハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法 | | |
| | | | 給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法 | | |
| | | | 換気経路の全圧力損失 (直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法 | | |
| | | 令第20条の7第1項第2号(| の表に係る認定書の写し | | |
| | | 令第20条の7第2項に係る | 認定書の写し | | |
| | | 令第20条の7第3項に係る | 認定書の写し | | |
| | | 令第20条の7第4項に係る記 | 認定書の写し | | |
| | | 令第20条の8第1項第1号 | ロ(1)に係る認定書の写し | | |
| | | 令第20条の8第1項第1号/ | · /· · · · · · · · · · · · · · · · · · | | |
| | | 令第20条の8第2項に係る | | | |
| | | | | | |
| | | 令第20条の 9 に係る認定書(| ル与 し | | |

| 1 | I | 1 | | |
|-----------------|--------------|---------------------------|---|--|
| | 第 1 項 | 確認申請書 | その他の区域、地域、地区又は街区(下水道処理区域の内外の別、 改良便槽としなければならない旨の規定が条例で設けられている区域の内外の別) | |
| | | 配置図 | 排水ます及び公共下水道の位置 | |
| | | | その他の区域、地域、地区又は街区(下水道処理区域の内外の別) | |
| | | 確認申請書 | 用途 | |
| _ \^\ | | | | |
| 法第31 条 | | 配置図 | 浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法 | |
| 亦 | | 床面積求積図 | 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | |
| | 第 2 項 | | 浄化槽の汚物処理性能 | |
| | 万 | 浄化槽の仕様書 | 浄化槽の処理対象人員及びその算出方法 | |
| | | | 浄化槽の処理方式 | |
| | | | 浄化槽の各槽の有効容量 | |
| | | 浄化槽の構造詳細図 | 浄化槽の構造 | |
| | | 法第31条第2項に係る認定 | | |
| | | 令第35条第1項に係る認定 | | |
| | | Z NICONNI I PETERNO BONCE | 常用の電源及び予備電源の種類及び位置 | |
| | | 各階平面図 | 非常用の照明装置及び予備電源を有する照明設備の位置 | |
| | | | | |
| | | | 受電設備の電気配線の状況 | |
| 法第32条 | <u> </u> | | 常用の電源及び予備電源の種類及び構造 | |
| | | 電気設備の構造詳細図 | 予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況 | |
| | | | 予備電源の容量及びその算出方法 | |
| | | | ガス漏れを検知し、警報する設備(以下「ガス漏れ警報設備」とい う。)に係る電気配線の構造 | |
| | | 確認申請書 | 建築物の高さ等 | |
| | | 付近見取図 | 建築物の周囲の状況 | |
| | | 配置図 | 建築物の各部分の高さ | |
| | | 1021 | 建築物の高さが20メートルを超える部分 | |
| | | 二面以上の立面図 | 雷撃から保護される範囲 | |
| | | | | |
| | | | 受雷部システムの配置 | |
| | | 二面以上の断面図 | 建築物の各部分の高さ | |
| :+ ~ | 7 | 地盤面算出表 | 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ | |
| 法第33条 | F | | 地盤面を算定するための算式 | |
| | | 小屋伏図 | 受雷部システムの配置 | |
| | | | 雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分 | |
| | | 避雷設備の構造詳細図 | 日本工業規格 A 4201 - 1992又は日本工業規格 A 4201 - 2003の別 | |
| | | | 受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造 | |
| | | | 接地極の位置及び構造 | |
| | | でのは、世のは、日共以主 | 腐食しにくい材料を用い、又は有効な腐食防止のための措置を講じ | |
| | | 避雷設備の使用材料表 | た避雷設備の部分 | |
| | | 令第129条の15第1号に係る | 認定書の写し | |
| _ | 第 1 項 | 各階平面図 | 昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置 | |
| | 77 1 75 | 昇降機の構造詳細図 | 昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造 | |
| | | 確認申請書 | 建築物の高さ等 | |
| 法第34 | | 各階平面図 | 非常用の昇降機の位置 | |
| 条 | ₩ 2 ** | 二面以上の断面図 | 建築物の各部分の高さ | |
| | 第 2 項 | | 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ | |
| | | 地盤面算出表 | 地盤面を算出するための算式 | |
| | | | | |
| | <u> </u> | マンバンのいのとおり与に | 用途 | |
| | | 確認申請書 | 階数 | |
| | | | | |
| | | | 各室の床面積 | |
| 法第35条 | <u> </u> | 各階平面図 | 令第116条の2第1項に規定する窓その他の開口部の面積 | |
| | | | 令第116条の2第1項第2号に規定する窓その他の開口部の開放で きる部分の面積 | |
| | | 床面積求積図 | 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | |
| | | 消火設備の構造詳細図 | 消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備の構造 | |
| | 令第5章第2節 | 排煙設備の構造詳細図 | 令第123条第 3 項第 1 号に規定する排煙設備の構造方法 | |
| | | 確認中 詩書 | 主要用途 | |
| | | 確認申請書 | 建築物の高さ等 | |
| | Ī | | 敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物と | |
| | | | | |
| | | 配置図 | 数地内にのける建築物の位置及び中間に協る建築物と他の建築物と の別 土地の高低及び建築物の各部分の高さ | |

| 1 | | | |
|---------|---|---|---------|
| | | 排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙 | |
| | | 又はガスの降下が生じない建築物の部分 | |
| | | 令第116条の2第1項第2号に該当する窓その他の開口部の位置 | |
| | | 防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の 位置 | |
| | | 単単 排煙口の位置 | |
| | | | |
| | | 排煙風道の配置 | |
| | | 排煙口に設ける手動開放装置の使用方法を表示する位置 | |
| | 各階平面図 | 排煙口の開口面積又は排煙機の位置 | |
| | | 法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積が1000平方 | |
| | | メートルを超える地下街に設ける排煙設備の制御及び作動状態の監 視を行うことができる中央管理室の位置 | |
| | | 予備電源の位置 | |
| | | 5 115 5 115 115 115 115 115 115 115 115 | |
| | | 不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置 | |
| | | 給気口を設けた付室(以下「給気室」という。)及び直通階段の位 署 | |
| 今第5章第3節 | | 告 | |
| 支弗3早弗3即 | | 院(。) に設ける戸の構造 | |
| | ウ オ往上往回 | 防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の | |
| | 床面積求積図 | 面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | |
| | | 建築物の高さ等 | |
| | | 排煙口に設ける手動開放装置の位置 | |
| | 二面以上の断面図 | 排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位 | |
| | 一周以工の町周図 | 置 | |
| | | 給気口の位置 | |
| | | 給気口の開口面積及び給気室の開口部の開口面積 | |
| | 北原 | 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ | |
| | 地盤面算出表 | 地盤面を算出するための算式 | |
| | /+ m 7+ 65+1-11 == | 建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料 | |
| | 使用建築材料表 | の種別 | |
| | | 排煙口の構造 | |
| | | 排煙口に設ける手動開放装置の使用方法 | |
| | 排煙設備の構造詳細図 | 排煙風道の構造 | |
| | | 排煙設備の電気配線に用いる配線の種別 | |
| | | 給気室の構造 | |
| | 排煙機の空気を排出する能 | | |
| | 力を算定した際の計算書 | 排煙機の空気を排出する能力及びその算定方法 | |
| | 排煙設備の使用材料表 | 排煙設備の給気口の風道に用いる材料の種別 | |
| | | 主要用途 | |
| | 各階平面図 | 延べ面積 | |
| | | 照明器具の配置 | |
| | | 非常用の照明装置によつて、床面において1ルクス以上の照度を確 | |
| | | 保することができる範囲 | |
| 令第5章第4節 | | 予備電源の位置 | |
| | 业业工会工士 | 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ | |
| | 地盤面算出表 | 地盤面を算出するための算式 | |
| | 非常用の照明装置の構造詳 | | |
| | 細図 | 照明器具の構造 | |
| | 令第126条の5第2号に係る | 認定書の写し | |
| | | 延べ面積 | |
| | 確認申請書 |) (三) N田/1月 | |
| | | 構造 | |
| | 配置図 | 敷地内における通路の幅員 | |
| | | 除ル製件の位置 | |
| | | 防火設備の位置 | |
| | | 歩行距離 | |
| | 各階平面図 | | |
| | 各階平面図 | 步行距離 | |
| | 各階平面図床面積求積図 | 歩行距離渡り廊下の位置及び幅員 | |
| | 床面積求積図 | 歩行距離 渡り廊下の位置及び幅員 地下道の位置及び幅員 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | |
| | 床面積求積図 二面以上の断面図 | 歩行距離 渡り廊下の位置及び幅員 地下道の位置及び幅員 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 渡り廊下の高さ | |
| | 床面積求積図 二面以上の断面図 使用建築材料表 | 歩行距離 渡り廊下の位置及び幅員 地下道の位置及び幅員 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 渡り廊下の高さ 主要構造部の材料の種別及び厚さ | |
| 令第5章第6節 | 床面積求積図 二面以上の断面図 使用建築材料表 | 歩行距離 渡り廊下の位置及び幅員 地下道の位置及び幅員 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 渡り廊下の高さ 主要構造部の材料の種別及び厚さ 令第128条の3に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚 | |
| 令第5章第6節 | 床面積求積図 二面以上の断面図 使用建築材料表 | 歩行距離 渡り廊下の位置及び幅員 地下道の位置及び幅員 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 渡り廊下の高さ 主要構造部の材料の種別及び厚さ 令第128条の3に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ | |
| 令第5章第6節 | 床面積求積図 二面以上の断面図 使用建築材料表 室内仕上げ表 非常用の照明装置の構造詳 | 歩行距離 渡り廊下の位置及び幅員 地下道の位置及び幅員 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 渡り廊下の高さ 主要構造部の材料の種別及び厚さ 令第128条の3に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ 照度 | |
| 令第5章第6節 | 床面積求積図 二面以上の断面図 使用建築材料表 室内仕上げ表 | 歩行距離 渡り廊下の位置及び幅員 地下道の位置及び幅員 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 渡り廊下の高さ 主要構造部の材料の種別及び厚さ 令第128条の3に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ 照度 照明設備の構造 | |
| 令第5章第6節 | 床面積求積図 二面以上の断面図 使用建築材料表 室内仕上げ表 非常用の照明装置の構造詳 | 歩行距離 渡り廊下の位置及び幅員 地下道の位置及び幅員 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 渡り廊下の高さ 主要構造部の材料の種別及び厚さ 令第128条の3に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ 照度 | |

| | 非常用の排煙設備の構造詳 | 垂れ壁の材料の種別 サール の乗り | |
|------------------------|--------------------------------|---|---|
| | 細図 | 排煙設備の構造、配置及び材料の種別 | |
| | | 排煙口の手動開放装置の構造及び位置 | |
| | 地工学の立てはませる | 排煙機の能力 | |
| | 地下道の床面積求積図 | 床面積の求積に必要な地下道の各部分の寸法及び算式 | |
| | | 排水設備の構造及び材料の種別 | |
| A | 細図 | 排水設備の能力 | |
| 令第129条の 2 の 4 第 2 号 | 構造詳細図 | 昇降機以外の建築設備の構造方法 | |
| | 配置図 | くみ取便所の便槽及び井戸の位置 | |
| | 各階平面図 | 便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当 該窓に代わる設備の位置及び構造 | |
| | | 屎尿に接するくみ取便所の部分 | |
| | | 便槽の構造 | |
| | | 便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造 | |
| | | 水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口部の構造 | |
| | 便所の構造詳細図 | | |
| | | 改良便槽の貯留槽に設ける掃除するための穴の位置及び構造 | |
| 令第28条から第 | | くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置 | |
| 31条まで、第33 条及び第34条 | | くみ取便所のくみ取口の位置及び構造 | |
| | (再紙の料面図 | 改良便槽の貯留槽の構造 | |
| | 便所の断面図 | 汚水の温度の低下を防止するための措置 | |
| | | 便器及び小便器から便槽までの汚水管に用いる材料の種別 | |
| | 便所の使用材料表 | 耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の 措置を講じる便槽の部分 | |
| | 井戸の断面図 | 令第34条ただし書きの適用に係る井戸の構造 | |
| | 井戸の使用材料表 | 令第34条ただし書きの適用に係る井戸の不浸透質で造られている部 | |
| | <u>へ竿00名に移る</u> 初ウ書の兄 | 分 | |
| | 令第29条に係る認定書の写 令第30条第1項に係る認定 | | |
| | マカ∪ホカー垻に除る祕上 | | |
| | 確認申請書 | 階数 | |
| | | 地階及び3階以上の階の用途 | |
| | | 建築物の外部の給水タンク等の位置 | |
| | | 配管設備の種別及び配置 | |
| | 配置図 | 給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並び にくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又は オーバーフロー管に接続する管を除く。)、ガソリンタンクその他 衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給 | |
| | | 水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。) | |
| | | 配管設備の種別及び配置 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び | |
| | | 構造 | |
| | 各階平面図 | 給水タンク等の位置及び構造 | |
| | | 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺 の状況 | |
| | | ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置 | |
| | 床面積求積図 | 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式 | _ |
| | | 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造 | |
| | | 給水タンク等の位置及び構造 | |
| | 二面以上の断面図 | 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺 の状況 | |
| | | ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置 | |
| | | 配管設備の構造 | |
| | | 腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のた | |
| | | めに講じた措置 | |
| | | 圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造 | |
| | | 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配 管設備の水栓の開口部の構造 | |
| 人竺400 夕~ 2 | | 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた 防凍のための措置 | |
| 令第129条の 2 の 5 | | 金属製の給水タンク及び貯水タンクに講じたさび止めのための措置 | |
| | İ | 排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜 | |
| | | 配管設備に講じた排水トラップ、通気管等の設置等の措置 | |

| 1 | i | 配管設備の構造詳細図 | | ı |
|------|------------------|-------------------------------|---|---|
| | | 配合政権の領担許細凶 | 飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するもの を内蔵した装置の位置及び構造 | |
| | | | 給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置 | |
| | | | 給水タンク等に設けるマンホールの位置及び構造 | |
| | | | 給水タンク等(圧力タンクを除く。)に設けるオーバーフロー管の | |
| | | | 位置及び構造 | |
| | | | オーバーフロー管から水が逆流するおそれがある場所に設置する給水タンク等の場合は、浸水を容易に覚知することができるよう講じた措置 | |
| | | | 給水タンク等(圧力タンクを除く。)の設ける通気のための装置の | |
| | | | 位置及び構造又は給水タンク等(圧力タンクを除く。)の容量 排水槽(排水を一時的に滞留させるための槽をいう。)の構造 | |
| | | | 排水トラップ及び阻集器の位置及び構造 | |
| | | | ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造 | |
| | | | 配管設備の種類、配置及び構造 | |
| | | | 配管設備の末端の連結先 | |
| | | 配管設備の系統図 | 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置 | |
| | | | 給水管の止水弁の位置 | |
| | | | 排水トラップ、阻集器及び通気管の位置 | |
| | | 配管設備の使用材料表 | 配管設備に用いる材料の種別 | |
| | | 風道の構造詳細図 | 風道の構造 | |
| | | | 防火設備及び特定防火設備の位置 | |
| | | | 33号ただし書に係る認定書の写し | |
| | | 令第129条の2の5第1項第 | | |
| | | 令第129条の2の5第2項第 | | |
| | | 各階平面図 | 給気口又は給気機の位置 排気口若しくは排気機又は排気筒の位置 | |
| | | | 押式口石 ひくは 押式機 又は 押式 同の 世直 給気 口又は 給気機の 位置 一 | |
| | | 二面以上の断面図 | おれてストルスではいる。 排気口若しくは排気機又は排気筒の位置 | |
| | | | 排気筒の立上り部分及び頂部の構造 | |
| | | | 給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に | |
| | | 換気設備の構造詳細図 | 設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐ ための設備の構造 | |
| | の 6 | | 直接外気に開放された給気口又は排気口に設ける換気扇の構造 | |
| | | | 中央管理方式の空気調和設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものの構造 | |
| | | 備の給気機又は排気機の給 | 中央管理方式の空気調和設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法 換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他にお | |
| | | 際の計算書 | ける圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法 | |
| | | 換気設備の使用材料表 | 風道に用いる材料の種別 | |
| | | 確認申請書 | 階数 | |
| | | 各階平面図 | 冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離 | |
| | 令第129条の 2 の 7 | 二面以上の断面図 | 冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離 | |
| | | 冷却塔設備の仕様書 | 冷却塔設備の容量 | |
| | | 冷却塔設備の使用材料表 令第129条の2の7第3号に | 冷却塔設備の主要な部分に用いる材料の種別 係る認定書の写し | |
| | | 4 W1 120 W W Z W J Z IC | エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の | |
| | | | 位置 | |
| | | 各階平面図 | エレベーターの機械室の出入口の構造 | |
| 法第36 | | | エレベーターの機械室に通ずる階段の構造 | |
| 条 | | | エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の 構造 | |
| | | 床面積求積図 | エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に 必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | |
| | | エレベーターの仏学事 | 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、 エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員 | |
| | | エレベーターの仕様書 | 昇降行程 | |
| | | | エレベーターのかごの定格速度 | |
| | | | エレベーターのかごの構造 | |
| | | | エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置 及び構造 | |
| | | | 非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することがで | |
| | | -1 -0 | きる開口部の位置及び構造 | |
| | | エレベーターの構造詳細図 | エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法 | |
| | 1 | | エレベーターの制御器の構造 | |

| | 1 | | ĺ |
|--------------------------------|--|---|---|
| | | エレベーターの安全装置の位置及び構造 | |
| 令第129条の3 | | 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、 | |
| 第1項第1号及 | | エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意 匠及び当該標識を掲示する位置 | |
| び第2項第1号 並びに第129条 | | | |
| の4から第129元 | | 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、 出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の | |
| 条の11 | | 壁との水平距離 | |
| | エレベーターのかご、昇降 | エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造 | |
| | 路及び機械室の断面図 | エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距 | |
| | | 離 | |
| | | エレベーターの機械室に通ずる階段の構造 | |
| | | 固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力 | |
| | | 主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力 | |
| | エレベーター強度検証法に | 度 | |
| | より検証した際の計算書 | 主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応 | |
| | | 力度 | |
| | | 独立してかごを支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度 | |
| | | | |
| | エレベーターの荷重を算定 | エレベーターの各部の固定荷重 | |
| | した際の計算書 | エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法 | |
| | | エレベーターのかごの床面積 | |
| | 工 、 | エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸(構造 上軽微な部分を除く。)に用いる材料の種別 | |
| | エレベーターの使用材料表 | | |
| | <u> </u> | エレベーターの機械室の出入口に用いる材料 | |
| | 令第129条の4第1項第3号 | | |
| | 令第129条の8第2項に係る | | |
| | 令第129条の10第2項に係る | | |
| | エスカレーターの仕様書 | エスカレーターの勾配及び揚程 | |
| | | エスカレーターの踏段の定格速度 | |
| | | 通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突する | |
| | エスカレーターの構造詳細 図 | ことがないようにするための措置 | |
| | | エスカレーターの制動装置の構造 | |
| | | 昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造 | |
| | | エスカレーターの踏段の構造 | |
| | エスカレーターの断面図 | エスカレーターの踏段の両側に設ける手すりの構造 | |
| 令第129条の3 | | エスカレーターの踏段の幅及び踏段の端から当該踏段の端の側にあ る手すりの上端部び中心までの水平距離 | |
| 第1項第2号及 | | 固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力 | |
| び第2項第2号 | | | |
| 並びに第129条の12 | | 主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力 度 | |
| 0512 | エスカレーター強度検証法 | 主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応 | |
| | により検証した際の計算書 | 力度 | |
| | | 独立して踏段を支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度 | |
| | | を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度 | |
| | エフカし ク の芸手を答 | エスカレーターの各部の固定荷重 | |
| | エスカレーターの荷重を算 定した際の計算書 | エスカレーターの踏段の積載荷重及びその算定方法 | |
| | たったいの日井目 | エフカー カーの吹い声の マッカリング | |
| | | エスカレーターの踏段面の水平投影面積 | |
| | 令第129条の12第2項におい | エスガレーターの路段画の水平投影画機 で準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し | |
| | 令第129条の12第2項におい 令第129条の12第5項に係る | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し | |
| | 令第129条の12第5項に係る | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し 認定書の写し | |
| 令第129条の3 | 777 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し | |
| 第1項第3号及 | 令第129条の12第5項に係る 各階平面図 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し 認定書の写し 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 | |
| 第1項第3号及 び第2項第3号 | 令第129条の12第5項に係る 各階平面図 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し 認定書の写し 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 | |
| 第1項第3号及 び第2項第3号 並びに第129条 | 令第129条の12第5項に係る 各階平面図 小荷物専用昇降機の構造詳 細図 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し 認定書の写し 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の安全装置の位置及び構造 | |
| 第1項第3号及 び第2項第3号 | 令第129条の12第5項に係る 各階平面図 小荷物専用昇降機の構造詳 細図 小荷物専用昇降機の使用材 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し 認定書の写し 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の安全装置の位置及び構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用い | |
| 第1項第3号及 び第2項第3号 並びに第129条 | 令第129条の12第5項に係る 各階平面図 小荷物専用昇降機の構造詳 細図 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し 認定書の写し 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の安全装置の位置及び構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別 | |
| 第1項第3号及 び第2項第3号 並びに第129条 | 令第129条の12第5項に係る 各階平面図 小荷物専用昇降機の構造詳 細図 小荷物専用昇降機の使用材 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し 認定書の写し 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の安全装置の位置及び構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用い る材料の種別 非常用エレベーターの配置 | |
| 第1項第3号及 び第2項第3号 並びに第129条 | 令第129条の12第5項に係る 各階平面図 小荷物専用昇降機の構造詳 細図 小荷物専用昇降機の使用材 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し認定書の写し 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別 非常用エレベーターの配置 高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途 | |
| 第1項第3号及 び第2項第3号 並びに第129条 | 令第129条の12第5項に係る 各階平面図 小荷物専用昇降機の構造詳 細図 小荷物専用昇降機の使用材 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し認定書の写し 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別 非常用エレベーターの配置 高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途 非常用エレベーターの乗降ロビーの位置 | |
| 第1項第3号及 び第2項第3号 並びに第129条 | 令第129条の12第5項に係る 各階平面図 小荷物専用昇降機の構造詳 細図 小荷物専用昇降機の使用材 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し認定書の写し 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別 非常用エレベーターの配置 高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途 非常用エレベーターの乗降ロビーの位置 バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設 | |
| 第1項第3号及 び第2項第3号 並びに第129条 | 令第129条の12第5項に係る 各階平面図 小荷物専用昇降機の構造詳 細図 小荷物専用昇降機の使用材 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し認定書の写し 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別 非常用エレベーターの配置 高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途 非常用エレベーターの乗降ロビーの位置 パルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備の位置 | |
| 第1項第3号及 び第2項第3号 並びに第129条 | 令第129条の12第5項に係る 各階平面図 小荷物専用昇降機の構造詳 細図 小荷物専用昇降機の使用材 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し認定書の写し 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別 非常用エレベーターの配置 高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途 非常用エレベーターの乗降ロビーの位置 バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備の位置 非常用の乗降ロビーの出入口(特別避難階段の階段室に通ずる出入 | |
| 第1項第3号及 び第2項第3号 並びに第129条 | 令第129条の12第5項に係る 各階平面図 小荷物専用昇降機の構造詳 細図 小荷物専用昇降機の使用材 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し認定書の写し 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別 非常用エレベーターの配置 高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途 非常用エレベーターの乗降ロビーの位置 パルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備の位置 非常用の乗降ロビーの出入口(特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。)に設ける特定防火設備 | |
| 第1項第3号及 び第2項第3号 並びに第129条 | 令第129条の12第5項に係る 各階平面図 小荷物専用昇降機の構造詳 細図 小荷物専用昇降機の使用材 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し認定書の写し 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別 非常用エレベーターの配置 高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途 非常用エレベーターの乗降ロビーの位置 バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備の位置 非常用の乗降ロビーの出入口(特別避難階段の階段室に通ずる出入 | |
| 第1項第3号及 び第2項第3号 並びに第129条 | 令第129条の12第5項に係る 各階平面図 小荷物専用昇降機の構造詳 細図 小荷物専用昇降機の使用材 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し認定書の写し 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別 非常用エレベーターの配置 高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途 非常用エレベーターの乗降ロビーの位置 バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備の位置 非常用の乗降ロビーの出入口(特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。)に設ける特定防火設備 非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び壁(窓若しくは排煙設備 | |
| 第1項第3号及 び第2項第3号 並びに第129条 | 令第129条の12第5項に係る 各階平面図 小荷物専用昇降機の構造詳 細図 小荷物専用昇降機の使用材 | て準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し認定書の写し 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の安全装置の位置及び構造 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別 非常用エレベーターの配置 高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途 非常用エレベーターの乗降ロビーの位置 バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備の位置 非常用の乗降ロビーの出入口(特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。)に設ける特定防火設備 非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び壁(窓若しくは排煙設備又は出入口を除く。)の構造 | |

| 世界市区レベーターのあらる。 通過等に対ける整理経動との物態を 自動車を加速し、インターを非過の間に対してはら続されてその影響 物策できるとができるを表がする他の位置 地常用エレベーターの背積の地数が2億、機時にピーに達する出入 しなが構築に通ずできる場ができる。理像では、10 の 通過ではないまする場合のの関連をは、10 の 通過ではないまする場合のの関連をは、10 の 通過ではないまする場合のの関連をは、10 の 通過ではないまする場合のの関連をは、10 の 通過ではないまする場合のは関連しての以上の活と型からの出て が20 2 が130 3 第 3 知に規定する場合のは実施しての以上の通路の発わいたの が20 3 2 3 3 前は規定する場合のに関してのは、10 の位置を 素の130 3 第 3 1 3 はに規定する場合の共和にピーのは関心への出てした。 素の130 3 第 3 1 3 はに規定する機能のか入して以も参照の の出てにもに関するものに関しているものに関してのはないます。10 の位置 素の140 3 2 第 3 3 はに規定する機能のか入している場合の においた場でするのに関している中のの状态といる。20 でにまるが10 を をのは30 3 第 3 1 3 はに規定する機能のの入している場合の においた場でするのに関している中ののでは関連を をがいるといまする。10 でにまるが10 を をがいるといまする。10 でにまるが10 を を表示とレベーターの条件以上でのよるの位置 エレベーターのでは特別の では、10 では、10 では、10 では、10 でのように対している。 中常用エレベーターのかこのがそのはないとは、10 では、10 では、10 では、10 での を表示といるとのようには、10 では、10 では、 | 1 1 | | | 非常用エレベーターの積載量及び最大定員 | ĺ |
|--|---------------|----------|------------------|--|---|
| #京州エレベーターの長春の別に供している場合においてその音を 樹菜することができた表現が与他におけるにおするものの位置 非常用エレベーターの月間巻の以及り短く繁殖には「連ずる出入 日及び撃域室に通ずる神楽できる場合の中のの周囲を除く、)の 環際における非常州エレベーターの月間巻の出入口以は今前120 多の130 3 3 3 3 3 3 3 3 3 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 | | | 各階平面図 | 非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難 | |
| ### ### ### ### ### ### ### ### ### ## | | | | 非常用エレベーターを非常の用に供している場合においてその旨を | |
| | | | | 非常用エレベーターの昇降路の床及び壁(乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除く。)の | |
| 条の13の3番3項に残産する構造の表降ロビーの出入口から居外への出口(第21項に消ぎる構造の表降ロビーの出入口から居外への出口(第21項に消ぎる構造メチート以上の通路、空地をで他におりているものに関するものに移しているものに悪様の表別では終しませません。 かっ に至るが下距 解 非常用エレベーターの表降ロビーの床面積の来積に必要な建築物の 音形分の方法及び算式 三部以上の断面回 建筑物の高さが31メートルとなる位置 エレベーターの仕様書 非常用エレベーターのかご及び年の出入口の寸法 非常用エレベーターのかご及び年の出入口の寸法 非常用エレベーターのかご及び年の出入口の寸法 非常用エレベーターのかご及び年の出入口の寸法 非常用エレベーターのかご及び中の出入口の寸法 非常用エレベーターのかご及び中の出入口の寸法 非常用エレベーターのかごの戸を呼び戻するとの位置 非常用エレベーターのかごの戸を開いたままがごを月降させることができる検索及び予解を測の位置 非常用エレベーターのかごの戸を開いたままがごを月降させることができる検索及び予解を測の 東洋用エレベーターのの側面で する 部分の仕上げ及び下降に別して 中央の一条側回位 する 部分の仕上げ及び下降に別して 中央の手機を関して 全体の変化 事する 部分に使用する指定建築材料の短別 接近主要材料の投別 接近主要材料の投別 接近主要材料の投別 接近主要材料の提別 日本工業原位の目の無効 接近主要材料の出入び等は14条の 3 に規定する部分に使用する指定建築材料の画別 日本工業原位の目の上の指定性を関する 日本工業原位の目の主意が重点 1 日本工業原位の目の主意が重点 1 日本工業原位の目の主意が重点 1 日本工業原位の目の配置 原用子の指定を受けたものである 1 日本工業原位の目の正面で配置 原用子の指定を受けたものである 1 日本工業原位の目の正面で配置 原用子の指定を表しまのが開発のの直立では 1 日本工業に対して 1 | 0 | 02及び第129 | | 避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口(道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他 | |
| 新田様外極 名部分の寸法及び奪式 一型 | | | | 条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口(道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。)の一に至る歩行距 | |
| エレベーターの仕様書 | | | 床面積求積図 | | |
| #常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法 非常用エレベーターのかで及びその出入口の寸法 非常用エレベーターのかでを呼び戻す液量の位置 非常用エレベーターのかで向けた中央管理意とを連絡する電話装置の位置 非常用エレベーターのかで向けた中央管理意とを連絡する電話装置の位置 非常用エレベーターのかで向けた中央管理意とを連絡する電話装置の位置 非常用エレベーターの手橋電源の位置 非常用エレベーターの手橋電源の位置 北定解して、クラーの手橋電源の位置 エレベーターの使用材料表 「セベーターの使用材料表 を発達を受けたものである場合を関する部分の仕上げ及び 対象がの基準、主要構造部及び今第144条の3に規定する部分で使用する指定連案材料の配置が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本工業規格又は日本農林規格の規格に適合することを証明する事項 使用する指定連業材料が由土交通大臣の設定を受けたものである場合は認定量のは認定量の対象を受けたものである場合は認定量のを使用を指定を受けたものである場合では認定性の関係を受けた。またまでは関する影響を使用して、対象の関係を受けた。またまでは、対象の関係を受けた。とのである場合は認定性の関係を受けた。とのである場合は認定性の関係を受けた。とのである場合は認定性の関係を受けた。とのである場合の関係を受けた。とのでは、対象のでは | | | 二面以上の断面図 | 建築物の高さが31メートルとなる位置 | |
| #常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法 非常用エレベーターのかで及びその出入口の寸法 非常用エレベーターのかでを呼び戻す液量の位置 非常用エレベーターのかで向けた中央管理意とを連絡する電話装置の位置 非常用エレベーターのかで向けた中央管理意とを連絡する電話装置の位置 非常用エレベーターのかで向けた中央管理意とを連絡する電話装置の位置 非常用エレベーターの手橋電源の位置 非常用エレベーターの手橋電源の位置 北定解して、クラーの手橋電源の位置 エレベーターの使用材料表 「セベーターの使用材料表 を発達を受けたものである場合を関する部分の仕上げ及び 対象がの基準、主要構造部及び今第144条の3に規定する部分で使用する指定連案材料の配置が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本農林規格及び自日本工業規格又は日本農林規格の規格に適合することを証明する事項 使用する指定連業材料が由土交通大臣の設定を受けたものである場合は認定量のは認定量の対象を受けたものである場合は認定量のを使用を指定を受けたものである場合では認定性の関係を受けた。またまでは関する影響を使用して、対象の関係を受けた。またまでは、対象の関係を受けた。とのである場合は認定性の関係を受けた。とのである場合は認定性の関係を受けた。とのである場合は認定性の関係を受けた。とのである場合の関係を受けた。とのでは、対象のでは | | | | | |
| #常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の位置 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の位置 非常用エレベーターのかご内と中央管理薬とを連絡する電話装置の 位置 非常用エレベーターのかごの戸を開いたままかごを昇降させること ができる製及び予備電源の位置 非常用エレベーターの予備電源の位置 非常用エレベーターの予備電源の位置 中常用エレベーターの予備電源の位置 フレベーターの使用材料表 一般 | | | | | |
| エレベーターの構造詳細図 | | | | 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の位置 | |
| ができる装置及び手備電源の位置 非常用エレベーターの予備電源の位置 非常用エレベーターの予備電源の位置 オレベーターの使用材料表 非常用エレベーターの乗降ロビーの室内に面する部分の仕上げ及び 下地に旧る材料の展域、主要構造部及び今第144条の3に規定する部分に使 用する指定建築材料を使用する部分 使用する指定建築材料の最関が適合する日本工業規格又は日本農林 規格及び当線規格に適合することを証明する事 日本工業規格又は日本農林規格の規格に適合することを証明する事 (使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定値号 活第37条第2号に係る認定書の写し 各階平面図 各階平面図 各階平面図 各階平面図 各階平面図 各階中面図 各階中面図 各階中面図 およりな発表を使用する部の決した。 「放射性の関係を関係との関の配管の構造 硬質質以外の管と硬質質とを接続する部分の時付状況 ガス事業法施行規則第108条第1号に規定する燃焼器(以下この頃におわいで集)の財産の高さ 効焼器の体質の高さ 効焼器の体質の高さ 効焼器の経済の間の配位置及び構造 効焼器の経済の間の配位置及び構造 効焼器の経済の間の高さ 効焼器の経済の間の配位置及び構造 効焼器の経済の間の高さ が焼器の経済の間のに変して機造 カフスの消費量 が洗路の構造 が洗路の構造 が洗路の構造が上で変彰に設置する燃焼器と接続するガス栓における追流出空を機構の有無 ガスの消費量 が洗路の構造 カス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス途断装置の 有無 カス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス途断装置の 有無 カス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス流路装置の 有無 対ス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス流路装置の 有無 対ス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス流路装置の 有無 対ス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス流路装置の 有無 対ス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス流路表質の 有無 対ス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス流路表質の 有無 対え事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス流路の接続部と近い性気扇の | | | エレベーターの構造詳細図 | 非常用エレベーターのかご内と中央管理室とを連絡する電話装置の | |
| 排煙設備の構造詳細図 | | | | | |
| エレベーターの使用材料表 非常用エレベーターの乗降ロビーの室内に面する部分の仕上げ及び 下地に用いる材料の種別 提業物の基礎、主要料の多種、主要操物の多種、主要操物の多種、主要操物の多種、主要素材料を使用する部分 使用する指定建築材料の種別 提定連挙材料を使用する部分 使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林 規格及以当該規格に適合することを証明する事項 日本工業規格及以当該規格に適合することを証明する事項 使用する指定建築材料の開発が関係を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を | | | | 非常用エレベーターの予備電源の位置 | |
| 下地に用いる材料の種別 建築物の基礎、主要構造部及び令第144条の3に規定する部分に使用する指定建築材料の種別 指定建築材料の種別 指定建築材料の種別 指定建築材料の種別 指定建築材料の場所である日本工業規格又は日本農林 規格及び当総規格に適合することを証する事項 日本工業規格又は日本農林 規格の規格に適合することを証明する事項 使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定書等 法第37条第2号に係る認定書の写し 一般高圧ガス保安規則第52条に規定する燃焼器に接続する配管の配置 | | | 排煙設備の構造詳細図 | | |
| # 1 | | | エレベーターの使用材料表 | | |
| 使用建築材料表 使用建築材料表 提格及び当該規格に適合することを証する事項 日本工業規格又は日本農林 規格及び当該規格に適合することを証する事項 日本工業規格又は日本農林規格の規格に適合することを証明する事項 使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合 に認定書の写し | | | | 用する指定建築材料の種別 | |
| 接格及び当該規格に適合することを証する事項 日本工業規格又は日本農林規格の規格に適合することを証明する事項 使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号 法第37条第 2 号に係る認定書の写し 高圧ガス保安法第24条 家庭用設備の構造詳細図 高圧ガス保安規則第52条に規定する燃焼器に接続する配管の配置 一般高圧ガス保安規則第52条に規定する燃焼器に接続する配管の配置 「耐圧力、保安規則第52条に規定する燃焼器に接続する配管の配置 「耐圧力、保安規則第52条に規定する燃焼器(以下この項 に参解する配合の配置の構造を受験があるかの締付状況 ガス事業法施行規則第108条第 1 号に規定する燃焼器(以下この項 において単に「燃焼器」という。)の非気筒又は排気フードの位置 総気器の非気部の始間の配置及び構造 密閉燃焼式の燃焼器の給排気部の位置及び構造 密閉燃焼式の燃焼器の給料気部の位置及び構造 が焼器の非気部のは電影が免壁を貫通する燃焼器の結構気部が外壁を貫通する が機器の指気部が外壁を貫通する が機器の経済部が発達の が大器の種類 ガスの消費量 が機器 1 日における過流出安全機構の有無 ガスの消費量 が機器 1 日における過流出安全機構の有無 ガスの消費量 が機器 1 日における過流出安全機構の有無 ガスの消費量 が機器 1 日に規定する自動ガス遮断装置の 有無 ガス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス遮断装置の 有無 ガス事業法施行規則第108条第10号に規定する自力ス漏れ警報装置の 有無 が大事法施行規則第108条第10号に規定するガス漏れ警報装置の 有無 が大事法を能行規則第108条第10号に規定するガス漏れ警報装置の 接続の非気筒の構造及び取付状況 燃焼器の 1 日に規定する 1 日に規定する 1 日に規定する 1 日 1 日に規定する 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 | | | | | |
| 頂 | 计 签07夕 | | 使用建築材料表 | 規格及び当該規格に適合することを証する事項 | |
| 合は認定番号 法第37条第 2 号に係る認定書の写し | 法第3/余 | | | 項 | |
| 高圧ガス保安法第24条 | | | | | |
| 高圧ガス保安法第24条 | | | 法第37条第2号に係る認定 | 書の写し | |
| 家庭用設備の構造詳細図 閉止弁と燃焼器との間の配管の構造 硬質管以外の管と硬質管とを接続する部分の締付状況 ガス事業法施行規則第108条第1号に規定する燃焼器(以下この項において単に「燃焼器」という。)の排気筒又は排気フードの位置 絵気口その他給気上有効な関口部の位置及び構造 密閉燃焼式の燃焼器の給排気部の位置及び構造 燃焼器の排気筒の高さ 燃焼器の排気筒又は密閉燃焼式の燃焼器の給排気部が外壁を貫通する箇所の構造 燃焼器の種類 ガスの消費量 燃焼器加口の排気ガスの温度 特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器と接続するガス栓における過流出安全機構の有無 ガス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス遮断装置の有無 ガス事業法施行規則第108条第10号に規定するガス漏れ警報装置の有無 がス事業法施行規則第108条第10号に規定するが表漏れ警報装置の有無 がス事業法施行規則第108条第10号に規定するが表漏れ警報装置の有無 がス事業法施行規則第108条第10号に規定するが表漏れ警報装置の有無 が、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | | | 各階平面図 | | |
| 新庭用設備の構造評細図 一一一一 | 高圧ガス値 | 保安法第24条 | | 一般高圧ガス保安規則第52条に規定する家庭用設備の位置 | |
| 世襲管以外の管と硬質管とを接続する部分の締付状況 ガス事業法施行規則第108条第1号に規定する燃焼器(以下この項において単に「燃焼器」という。)の排気筒又は排気フードの位置 | | | 家庭用設備の構造詳細図 | 閉止弁と燃焼器との間の配管の構造 | |
| 日本語の国際 | | | | 硬質管以外の管と硬質管とを接続する部分の締付状況 | |
| 総気口その他給気上有効な開口部の位置及び構造 密閉燃焼式の燃焼器の給排気部の位置及び構造 燃焼器の排気筒の高さ 燃焼器の排気筒又は密閉燃焼式の燃焼器の給排気部が外壁を貫通する箇所の構造 燃焼器の種類 ガスの消費量 燃焼器出口の排気ガスの温度 特定地下省等又は特定地下室等に設置する燃焼器と接続するガス柱における過流出安全機構の有無 ガス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス遮断装置の有無 ガス事業法施行規則第108条第10号に規定するガス漏れ警報装置の有無 がス事業法施行規則第108条第10号に規定するがス漏れ警報装置の有無 がス事業法施行規則第108条第10号に規定するがス漏れ警報装置の有無 が、機器の排気筒の構造及び取付状況 燃焼器の排気筒の構造及び取付状況 | | | 各階平面図 | | |
| 燃焼器の排気筒の高さ 燃焼器の排気筒又は密閉燃焼式の燃焼器の給排気部が外壁を貫通する箇所の構造 燃焼器の種類 ガスの消費量 燃焼器出口の排気ガスの温度 特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器と接続するガス栓 における過流出安全機構の有無 ガス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス遮断装置の有無 ガス事業法施行規則第108条第10号に規定するガス漏れ警報装置の有無 燃焼器の排気筒の構造及び取付状況 燃焼器の排気筒の構造及び取付状況 燃焼器の排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇の 接続部の取付状況 | | | | | |
| 一面以上の断面図 燃焼器の排気筒又は密閉燃焼式の燃焼器の給排気部が外壁を貫通する箇所の構造 燃焼器の種類 | | | | | |
| 放焼器の種類 | | | | | |
| ガスの消費量 燃焼器出口の排気ガスの温度 特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器と接続するガス栓 における過流出安全機構の有無 ガス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス遮断装置の 有無 ガス事業法施行規則第108条第10号に規定するガス漏れ警報装置の 有無 燃焼器の排気筒の構造及び取付状況 燃焼器の排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇の 接続部の取付状況 | | | 回以上の断面図 | る箇所の構造 | |
| 燃焼器出口の排気ガスの温度 | | | | | |
| 消費機器の仕様書 特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器と接続するガス柱における過流出安全機構の有無ガス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス遮断装置の有無ガス事業法施行規則第108条第10号に規定するガス漏れ警報装置の有無 | | | | | |
| 消費機器の仕様書 | | | | | |
| 有無 ガス事業法第40条の 4 ガス事業法施行規則第108条第10号に規定するガス漏れ警報装置の 有無 燃焼器の排気筒の構造及び取付状況 燃焼器の排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇の 接続部の取付状況 | | | 消費機器の仕様書 | における過流出安全機構の有無 | |
| ガス事業法第40条の 4 有無 燃焼器の排気筒の構造及び取付状況 燃焼器の排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇の 接続部の取付状況 | | | | 有無 | |
| 燃焼器の排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇の 接続部の取付状況 | ガス事業》 | 法第40条の 4 | | | |
| 接続部の取付状況 | | | | 燃焼器の排気筒の構造及び取付状況 | |
| 燃焼器と直接接続する排気扇と燃焼器との取付状況 | | | | 接続部の取付状況 | |
| | | | | 燃焼器と直接接続する排気扇と燃焼器との取付状況 | |

| | 消費機器の構造詳細図 | 密閉燃焼式の燃焼器の給排気部(排気に係るものに限る。)を構成 する各部の接続部並びに給排気部及び燃焼器のケーシングの接続部 の取付状況 | |
|--|---|---|--|
| | | 燃焼器の排気筒に接続する排気扇が停止した場合に燃焼器へのガス の供給を自動的に遮断する装置の位置 | |
| | | ガス事業法施行規則第106条第2号イに規定する建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器とガス栓との接続状況 | |
| | | 燃焼器の排気筒に用いる材料の種別 | |
| | 消費機器の使用材料表 | 燃焼器の排気筒に接続する排気扇に用いる材料の種別 | |
| | /万良版品 ジスパッパーな | 密閉燃焼式の燃焼器の給排気部(排気に係るものに限る。)に用いる材料の種別 | |
| 水道法第16条 | 給水装置の構造詳細図 | 水道法第16条に規定する給水装置(以下この項において単に「給水 装置」という。)の構造 | |
| | 給水装置の使用材料表 | 給水装置の材質 | |
| 下水道法第10条第1項 | 配置図 | 下水道法第10条第1項に規定する排水設備(以下この項において単に「排水設備」という。)の位置 | |
| | 排水設備の構造詳細図 | 排水設備の構造 | |
| 下水道法第30条第1項 | 配置図 | 下水道法第30条第1項に規定する排水施設(以下この項において単に「排水施設」という。)の位置 | |
| | 排水施設の構造詳細図 | 排水施設の構造 | |
| | 配置図 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (平成9年通商産業省令第11号)第18条第1号に規定する貯蔵設備 及び同条第3号に規定する貯槽並びに第1条第6号に規定する第一 種保安物件及び同条第7号に規定する第二種保安物件の位置 | |
| l | | 供給管の配置 | |
| 液化石油ガスの保安の確 保及び取引の適正化に関 する法律第38条の2 | 供給設備の仕様書 | 貯蔵設備の貯蔵能力 貯蔵設備、気化装置及び調整器が供給しうる液化石油ガスの数量 | |
| | | 一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量 | |
| | 供給設備の構造詳細図 | 貯蔵設備の構造 バルブ、集合装置、気化装置、供給管及びガス栓の構造 | |
| | 供給設備の使用材料表 | 貯蔵設備に用いる材料の種別 | |
| | 消費設備の構造詳細図 | 消費設備の構造 | |
| 浄化槽法第3条の2第1 項 | 配置図 | 浄化槽法第3条の2第1項に規定する浄化槽からの放流水の放流先 又は放流方法 | |
| | 配置図 | 特定都市河川浸水被害対策法第8条に規定する排水設備(以下この項において単に「排水設備」という。)の配置 | |
| 策法第8条 | 特定都市河川浸水被害対策 法第8条の条例で定められ た制限に適合することの確 認に必要な図書 | 当該条例で定められた制限に係る排水設備に関する事項 | |

(備考)

(注意事項)

- 1.この様式による書類については、(い)欄に掲げる建築基準関係規定が、確認審査を行った建築物に適用されない場合は、当該規定に係る欄を省略した様式により作成することができます。
- 2.確認審査を行った建築物が(い)欄に掲げる建築基準関係規定に適合していることを確かめたときは、(ろ)欄に掲げる図書の種類ごとに、(は)欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 3.確認審査を行った建築物が法第39条、法第40条、法第43条第2項、法第43条の2、法第49条から法第50条まで、法第68条の2第1項若しくは法第68条の9第1項の規定に基づく条例(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。)又は法第68条の9第3項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- 4. (は)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。